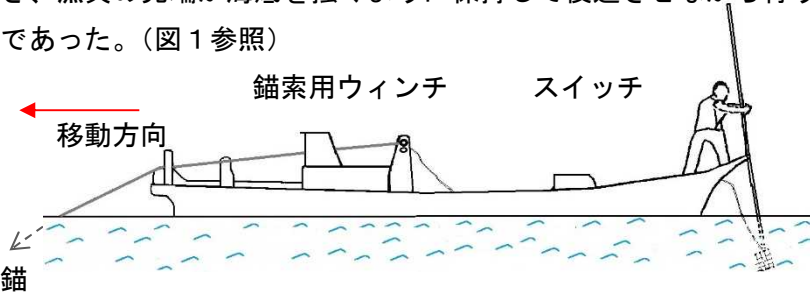


船舶事故調査報告書

平成31年3月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成30年6月20日 05時17分ごろ～06時17分ごろの間）
発生場所	千葉県市川市の江戸川河口南方沖 塩浜四等三角点から真方位136° 760m付近～129° 590m付近の間 （概位 北緯35° 39.5′ 東経139° 57.2′ ～北緯35° 40.0′ 東経139° 57.1′ の間）
事故の概要	漁船 ^{ゆりな} 裕理奈は、操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年6月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 裕理奈、1.1トン CB3-50792（漁船登録番号）、個人所有 9.71m（Lr）×1.76m×0.48m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数40、昭和60年1月15日
乗組員等に関する情報	船長 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年5月13日 免許証交付日 平成29年10月30日 （平成35年4月27日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東南東、風力 3、気温 約21℃ 海象：海上 平穏、水温 約21℃、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長（以下「本件船長」という。）が1人で乗り組み、平成30年6月20日04時30分ごろ、江戸川河口南方沖の貝まき漁（ホンビノスガイを対象）の漁場に向けて千葉県船橋市栄町の船だまりを出発した。 本件船長は、05時17分ごろ塩浜四等三角点から136°（真方位、以下同じ。）760m付近の漁場で、左舷船首部に立って漁具

	<p>(木製の棒の先に搔き籠^かが付いた長さ約5.7mの道具)を持ち、貝まき漁を行っている姿が、船橋市のふなばし三番瀬海浜公園の南西側に設置されていた監視カメラに映っていた。</p> <p>本船は、06時17分ごろ、操業していた漁場の北西方の場所で、船上に人がいない状態で監視カメラに映っていた。</p> <p>本件船長所属の漁業協同組合は、この日04時00分ごろから本船が操業していた場所の南西方約900m沖で、クレーン船1隻を配置し、土砂運搬船3隻及び監視船1隻を使い、市川市塩浜一丁目の岸壁から土砂を運び、漁場の改善のための客土(土質を改良するため、他所から土を運び入れること)の作業を行っていた。</p> <p>クレーン船に乗っていた漁業協同組合の担当者(以下「組合担当者」という。)は、07時10分ごろ土砂運搬船の船長から、本船が漁具を海中に入れた状態で船上に人の姿が見当たらないとの連絡を受けた。</p> <p>組合担当者は、監視船で、塩浜四等三角点から129°590m付近に停船していた本船に向かい、機関が中立運転の本船船内及び付近海面を捜索したが、本件船長を発見できなかったため、07時28分ごろ海上保安庁及び消防署に本件船長が見当たらない旨を通報した。</p> <p>10時43分ごろ市川市本行徳所在の油槽所の南方沖で、うつ伏せで海上に浮いている人が発見され、所持品から本件船長と判明した。</p> <p>本件船長は、救急車で病院に搬送されて死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本事故当時、漁業協同組合は、貝まき漁の操業における出漁時刻を04時30分と決めていた。</p> <p>監視カメラは、漁業協同組合が設置したもので、設定した範囲の漁場を1時間単位で、1分ごとに西方に向きを変えながら映すようになっていた。</p> <p>本事故の貝まき漁は、最初に漁場に目標となる竹竿^{さお}を立ててから移動し、移動した場所で船尾から投錨後、竹竿に向かって前進して竹竿のそばで機関を中立運転としたのち、漁具を持って左舷船首部に立ち、右舷船首部のスイッチで調整しながら錨索用ウィンチで錨索を巻き、漁具の先端が海底を搔くように保持して後進させながら行うものであった。(図1参照)</p>  <p>図1 漁労状況略図(05時17分ごろの状況)</p>

監視カメラに映っていた本件船長が操業していた漁場の水深は、約2.5mであった。

組合担当者が、本船を発見し、確認した際、錨索用ウィンチが錨索を巻き上げきって、船尾側の、通称「横神様」と称する門構えのところで錨が止まり、ロープで繋がった漁具が右舷船首側の海中にあり、爪が海底を搔き、錨代わりとなって船体が停止した状態であった。

(図2、写真3 参照)

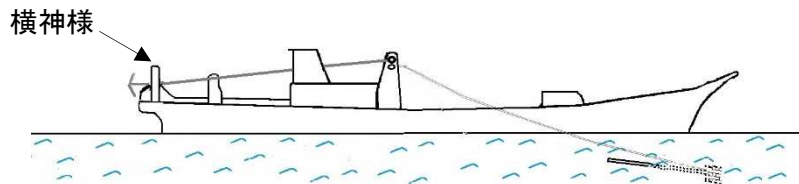


図2 船体状況略図(07時10分ごろの状況)

錨索用ウィンチ



漁具(搔き籠の先端が爪状)

写真3 本船

本船は、船体に損傷や他船と衝突したような痕跡は認められなかった。

本件船長は、本事故前、健康状態に問題はなかった。

本件船長は、監視カメラの映像から、本事故当時、カッパを着ていたものの、救命胴衣を着用していなかった。

本船は、前部甲板の船倉に膨脹式救命胴衣が残っていた。

本件船長が発見されたとき、身に付けていた携帯電話は、海水に浸かったことで使用できなくなっていた。

分析

乗組員等の関与

不明

船体・機関等の関与

不明

気象・海象等の関与

不明

判明した事項の解析

船長は、溺死した。

本件船長は、監視カメラの映像で05時17分ごろに救命胴衣を着用せずに操業している姿が映っており、その後、06時17分ごろの

	映像には無人となった本船が映っていたことから、この間において、落水して溺死したものと考えられるが、目撃者がいないことから、それらの状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本件船長が、救命胴衣を着用せずに操業中、落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲板上で漁労に従事するときは、必ず救命胴衣を着用すること。 ・ 操業中は、防水型の携帯電話又は防水ケースに入れた携帯電話を身に付けておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

